

原子力産業安全憲章

平成 18 年 10 月 23 日制定
社団法人 日本原子力産業協会

◆ 序文

原子力は、エネルギーの安定供給や地球環境保全など持続可能な豊かな社会の実現をはかる上で必要不可欠であり、将来にわたり大きな役割を果たすものである。一方、原子力には潜在的な危険性があるため、その利用にあたっては、安全確保が大前提である。

このため、われわれ原子力産業に携わる者は、何よりも「安全」を基盤とし、公正、公明かつ誠実に活動することが求められている。また、重要な使命を担う者としての誇りと責任感をもち、日々の実践を通じて、原子力に対する社会の不安感を払拭し信頼感を醸成し、安心を得るために真摯に取り組む必要がある。

われわれはここに改めて、原子力産業に携わる者一人ひとりの行動の指針として「原子力産業安全憲章」を定める。

各組織のトップは、本憲章がそれぞれの組織の現場第一線まで浸透し、自主的かつ継続的な取り組みとして確実に実践され、安全実績の長期継続がはかれるよう、必要な措置を講じることとする。

◆ 本文

第 1 条

いかなる状況にあっても、責任感と使命感をもち、安全確保をすべてに優先させる

第 2 条

過去の失敗事例に謙虚に学び、安全情報の共有により安全対策の徹底をはかる

第 3 条

不安全と感じたことをいつでも話し合える、風通しのよい職場環境づくりにつとめる

第 4 条

良好な安全実績にも慢心することなく、常に「問いかける姿勢」を持ち続ける

第 5 条

広く社会の声に誠実に耳を傾けるとともに、マイナス情報も積極的に公開する

◆ 解説

第1条

原子力利用は社会の信頼の上ではじめて成り立つ。そのためわれわれは、絶えず最高の安全確保レベルを目指さなくてはならない。一人ひとりが安全確保の重要な役割を担っているとの意識をもって努力し、たとえ判断に迷うような状況においても安全確保を第一とし、安全実績を積み重ねていくことが何よりも重要である。

第2条

われわれは、過去の失敗事例に謙虚に学び、安全対策の徹底をはかることが必要である。このためには、安全に関する情報の透明性を高め、産業間・企業間の垣根を越えて、関連する情報の共有化をはからなければならない。

第3条

われわれは、安全の原点が現場にあることを認識し、緊張感をもって業務にあたり、安全に対する感受性を高め、不安全感を感じ、疑問を抱いた時は、抵抗なく管理者に報告し話し合うことができる風通しのよい職場環境、現場をつくり上げなくてはならない。

第4条

われわれは、「過信・思い上がりは事故のもと」と認識し、常に立ち止まって考え、自ら問いかける習慣を根づかせ、組織や現場の安全意識の劣化の兆しに早く気づき、その芽を摘み取ることが重要である。

第5条

われわれは、社会のさまざまな視点からの意見を聞き、誠意をもってこれに対応する。透明性ある組織運営によって安全意識はより一層定着していくことから、たとえ自らにとって不都合な情報であっても、事実に基づいたわかりやすい情報をタイムリーに発信することにつとめる。

制定の目的

わが国の原子力平和利用技術は世界的にも高い水準にあるものの、原子力産業界で発生している様々な事故・トラブル等により、原子力産業に対する社会の信頼は十分とはいえない状況にある。社会から信頼され、社会の安心を得るために、原子力産業界の一人ひとりが、誇りと責任感をもち「どんな事故も絶対に起こさない」という意識をより一層高め、行動を通じて安全を確実に根づかせることが必要である。このための行動指針として「憲章」を制定する。

以上